

紙おむつを申請される方へ

紙おむつ支給対象者の方に、紙おむつの購入するための支給券を交付します。

申請方法

- ① 紙おむつ購入業者（明石市と契約している業者）から見積書の依頼をしてください。
(4月～9月 · 10月～翌年3月)
- ② 『紙おむつ給付に係る意見書』を主治医に記載をしてもらってください。
※意見書は初回及びご本人が18歳到達後初めて申請をされるときにご提出していただきます。
- ③ 『明石市日常生活用具給付事業受給申請書兼減免申請書』を、本人または代理の方がご記入してください。
- ④ 上記の①・②・③及び障害者手帳のコピーを、障害福祉課へ送付してください。
- ⑤ 1週間～10日程で、障害福祉課より紙おむつを購入するための支給券が自宅へ送付されます。
- ⑥ ⑤の支給券に、鉛筆でしるしをしている箇所に、申請される方（18歳未満の方は保護者）の住所・氏名を記入し、押印（認印）箇所にも押印をしてください。
- ⑦ 注文の際に、⑥を紙おむつ購入業者へ送付してください。（自己負担金がある方は、後日業者から通知があります。）
- ⑧ 注文した紙おむつ及び用品が届きます。

紙おむつの支給申請及び金額について Q & A

【Q.1回の申請でどれくらいもらえるの？】

- A. 1回の申請で、6ヶ月分の申請が可能です。しかし、個人の希望する月数分に合せるすることができます。（例えば、2ヶ月分だけ、又は4か月分だけ等）

【Q.給付基準額はいくら？】

- A. 2ヶ月で 上限 24,000円まで助成。

購入費用が給付金額の範囲内であれば、基本的に1割は自己負担です。
支給額を超えた注文に関しては、全額自己負担となります。

【Q.今後の申請方法は？】

- A. 障害福祉課から定期的な案内はありません。お手持ちの支給券の残枚数が少なくなった場合、障害福祉課窓口までご来庁いただくか、明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp> から申請書をダウンロードしていただくか、障害福祉課へお電話いただきましたら、申請書をお送りしますので郵送で申請していただくことができます。

【Q.見積書は毎回必要?】

A. 業者の変更がない場合または購入する商品に変更がない場合は、原則不要です。変更する場合は、見積書のご提出をお願いします。(ただし、購入される業者や商品の内容により申請の都度、見積書のご提出が必要な場合があります。)

【Q.支給券はいつまで使える?】

A. 申請された年度内(4月～翌年3月末)までに使ってください。

助成できる紙おむつ品目

- ① 紙おむつ
- ② パット(ただし生理用品は除く)
- ③ 濡れタイプの拭き取り紙
- ④ ガーゼ・さらし・脱脂綿
- ⑤ 浄腸器具
- ⑥ 消臭剤



<申請窓口>

明石市 障害福祉課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

☎ (078) 918-1344